○国土交通省告示第九百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年十月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　一般国道475号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県関市広見字小洞地内から岐阜市大字三輪字小脇地内まで、山県市大字東深瀬字大洞地内から岐阜市中西郷六丁目地内まで、本巣市三橋字糸貫川通地内から瑞穂市七崎字一ノ堰西地内まで及び同県安八郡神戸町大字神戸字福井地内から同町大字下宮字村内地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岐阜県関市広見字小洞、字両門取、字大山及び字牛洞地内

岐阜県山県市大字東深瀬字大洞、字針崎及び字戸羽並びに大字西深瀬字森、字狐襖、字村前、字打原、字松洞、字蔵前、字宮前、字池田、字田中、字八京、字大沢及び字谷之洞地内

岐阜県岐阜市大字三輪字小脇、大字城田寺字大平及び字田島、大字交人字境、大学北一丁目、大学北二丁目、大学北三丁目、大字石谷字池田、石谷一丁目、深坂一丁目、大字洞字北山、大字御望字貴船及び字熊野、御望六丁目、御望五丁目、上西郷一丁目、上西郷二丁目、中西郷七丁目並びに中西郷六丁目地内

岐阜県本巣市三橋字糸貫川通、見延字糸貫川通、字下河原、字河原端、字村前東、字柿元、字市甫、字村前西及び字芝添、随原字高田、早野字村北、字一本松及び字村西、七五三字更屋敷東、字花笠、字西浦、字花の木及び字萱野、上真桑字西境、下真桑字神明及び字高畑、政田字四ノ坪、字若宮、字仙道下、字中川筋、字竹後、字天神前、字米田、字高畑、字溝口、字上市場及び字下河原並びに温井字東川原地内

岐阜県瑞穂市七崎字新町、字東川原道上、字北町及び字一ノ堰西地内

岐阜県安八郡神戸町大字神戸字福井及び字昭和並びに大字下宮字村内地内

２　使用の部分　岐阜県関市広見字小洞、字両門取、字大山及び字牛洞地内

岐阜県山県市大字東深瀬字大洞、字針崎及び字戸羽、大字西深瀬字森、字狐襖、字打原、字蔵前、字宮前、字池田、字田中、字八京、字大沢及び字谷之洞並びに大字高木字北洞及び字南洞地内

岐阜県岐阜市大字三輪字小脇、大字椿洞字釣瓶落、字尾比利洞、字扇平及び字栩ケ洞、大字彦坂字宮ケ洞及び字善仏、大字石谷字北山、字南山及び字池田、大字城田寺字大平及び字田島、大字交人字境、大学北一丁目、大学北二丁目、大学北三丁目、石谷一丁目、深坂一丁目、大字洞字北山、大字村山字南山、大字御望字竜王、字貴船及び字熊野、御望六丁目、御望五丁目、上西郷一丁目、上西郷二丁目、中西郷七丁目並びに中西郷六丁目地内

岐阜県本巣市三橋字糸貫川通、見延字糸貫川通、字下河原、字河原端、字村前東及び字柿元、早野字村北、字一本松及び字村西、七五三字更屋敷東、字花笠、字西浦、字花の木及び字萱野、上真桑字西境、下真桑字神明及び字高畑、政田字四ノ坪、字若宮、字仙道下、字中川筋、字竹後、字天神前、字米田、字高畑、字溝口、字上市場及び字下河原並びに温井字東川原地内

岐阜県瑞穂市七崎字新町、字東川原道上、字北町及び字一ノ堰西地内

岐阜県安八郡神戸町大字神戸字福井及び字昭和並びに大字下宮字村内地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県関市広見字昭和新田地内の関広見インターチェンジから大垣市桧町字宮町地内の大垣西インターチェンジまでの延長35.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道475号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社による公共事業・有料道路事業合併施行方式により建設するものであるが、一般国道の新設については、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当すること、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、中日本高速道路株式会社は、本件事業について、平成23年６月６日付けで機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同月８日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受け、平成24年４月17日付けで機構と協定の一部を変更する協定を締結し、同月20日付けで国土交通大臣から変更許可を受け、平成26年３月14日付けで機構と協定の一部を変更する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から変更許可を受けていることなどの理由から、起業者である国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道475号（有料道路名「東海環状自動車道」。以下「本路線」という。）は、名古屋市中心部から半径約30kmから40kmの間に位置する愛知県豊田市及び瀬戸市、岐阜県土岐市、美濃加茂市、関市、岐阜市及び大垣市並びに三重県いなべ市、四日市市等の都市を環状に結び、中部圏における地域間交流の拡大、地域産業等の活性化を促すとともに、東海北陸自動車道、中央自動車道西宮線等と連絡して広域的な高速交通ネットワークを形成することにより、環状である本路線内の交通混雑緩和、地域産業の支援等を目的とする延長約160kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する岐阜県は、岐阜市、大垣市等に工業団地や企業集積地を擁し、中京工業地帯の一翼を担う製造業を中心とした工業が盛んな地域であり、製造された工業製品は、陸上輸送により関東、関西方面等へ輸送されている。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては、一般国道21号及び一般国道156号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は物流等に広く利用されるとともに、関市、岐阜市、瑞穂市、大垣市等の既成市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、一般国道21号の岐阜市茜部本郷三丁目地内の城南病院前交差点東で68,972台／日、同市藪田東二丁目地内で64,281台／日であり、混雑度はそれぞれ2.30、1.55となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、東海北陸自動車道、中央自動車道西宮線等と連絡することで、中部圏における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の機能を補完・代替することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。